

横浜ラポールで活動されているサークル・団体の皆さまへ



ほら、  
よこはまは  
あったかい

# 小学生とのスポーツ・芸術活動を通じた交流プログラム

## 活動実施団体 募集案内

夏休み・冬休み期間の一日体験プログラム！

子ども達と一緒にみんなであのしく！

日頃、皆さんが取り組んでいるスポーツやダンス、文化芸術活動のプログラムを、市内の学童（放課後児童）クラブを対象に実施してみませんか？



受付期間：令和4年3月1日（火）～4月11日（月）

主催：社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

協力：障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール

## ■ 目的

横浜市社会福祉協議会(以下、市社協)では、スポーツや芸術活動等を通じて、障害当事者との出会いを創出し、共通体験から地域や社会全体の福祉への関心を高め、地域共生社会を実現していく福祉教育として本事業を実施します。

今回はモデル事業として、港北区内の放課後児童クラブ(小学生)を対象に、スポーツや芸術活動などのプログラムを提供してくれる団体を募集します。

## ■ 募集团体(以下、活動実施団体)

- (1)障害当事者含むスポーツを目的としたサークル・団体
- (2)障害当事者を含む芸術活動を目的としたサークル・団体
- (3)その他、障害当事者団体、障害者支援施設等

## ■ 活動提供先

### (1)対象

横浜市港北区内 放課後児童クラブ(小学生)

### (2)時期

小学校の長期休暇(夏・冬休み)期間に、一日または半日の交流プログラムを提供

**夏休み** 令和4年7月 21 日(木)～8月 26 日(金)

**冬休み** 令和4年 12 月 26 日(月)～令和5年1月6日(金)

※日、祝日、年末年始は除く

### (3)周知

事務局(市社協)から港北区内の放課後児童クラブへ周知し、申込受付・選考(抽選)・結果を通知します。

## ■ 経費

- (1)活動実施団体には、協力金を交付します。

協力金基準一覧

児童の人数	1回あたりの協力金	備考
3～9名	10,000 円	1回の活動時間は概ね 2時間以上
10～19 名	20,000 円	
20 名以上	30,000 円	

- (2)活動にかかる経費(消耗品費、保険料など)は各団体の負担とします。

## ■ 協力金の財源

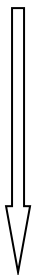
市社協 善意銀行(寄付金)を財源としています。

## ■ 活動内容の変更及び報告

- (1)活動実施団体は、提出した企画書の内容に変更が生じた場合はすみやかに市社協にご連絡ください。
- (2)活動実施団体は、実施終了後1か月以内に、報告書をご提出ください。

## ■ 実施までの流れ

- ① 受付 横浜市ボランティアセンターあてにメールまたはFAX、郵送にて企画書をお送りください。  
担当者より、後日内容の聴き取りをさせていただきます。  
※別途、日頃の活動の様子を見学させていただく場合があります。

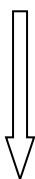


提出物:「障害当事者とのスポーツ・芸術活動を通じた交流プログラム  
活動実施団体企画書(第1号様式)」

期間:令和4年3月1日(火)~4月11日(月)

メール:[yvc@yokohamashakyo.jp](mailto:yvc@yokohamashakyo.jp) FAX:045-201-1620

- ② 活動団体の決定 活動実施団体決定通知、報告書、協力金にかかる請求書を送付します。  
(4月中旬頃)



(事務局:市社協)

4月下旬~5月下旬 放課後児童クラブへ周知、申込取りまとめ

6月上旬 横浜ラポールと市社協にてマッチング、放課後児童クラブへ結果通知

- ③ 活動提供先の決定 活動実施団体へ放課後児童クラブの連絡先等通知文を、送付します。  
(6月中旬頃)



- ④ 活動実施団体向け 説明会 子どもたちが楽しめるレクリエーション活動の紹介や展開のコツ  
について学ぶための説明会を開催します。是非ご参加ください。



日時:6月18日(土) 10:30~11:30

場所:横浜ラポール 小会議室 または オンライン参加

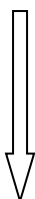
- ⑤ 打合せ (6月下旬頃) 活動実施団体から放課後児童クラブの連絡担当者へ連絡を入れ、  
持ち物や服装、集合時間、当日のスケジュール等の打合せをしてください。



- ⑥ 企画当日 (7月下旬~令和5年1月) 交流プログラムの実施  
やむを得ない事情により、内容等に変更が生じる場合には、必ず事前に事務局まで  
ご連絡ください。また、当日の活動中止・延期についても必ずご連絡ください。



- ⑦ 報告書の提出 事業終了後1か月以内に、報告書(第2号様式)、請求書を提出してください。  
・4月中旬に送付する通知と同封の「請求書」に必要事項を記入の上、預金通  
帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を同封し、事務局に提  
出してください。



- ⑧ 協力金のお支払い 事務局から活動実施団体へ、請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を  
行います。

■ 様式のデータをご希望される場合は、横浜市ボランティアセンターにご連絡ください。

■ 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会「個人情報公開に関する方針」に基づき、適切にその管理を行います。
- (2) 申込に関する内容については、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- (3) ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規定に基づき、情報の公開をします。



【問い合わせ先(事務局)】

社福)横浜市社会福祉協議会  
横浜市ボランティアセンター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1

横浜市健康福祉総合センター8階

TEL 045-201-8620

FAX 045-201-1620

E-mail yvc@yokohamashakyo.jp

URL <http://www.yokohamashakyo.jp/yvc/>

